第三十九条を削り、第三十八条を第三十九条とし、第三十七条を削る。

第二章第一節第四款中第三十六条を第三十八条とし、第三十二条から第三十五条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第三款中第三十一条を第三十三条とし、第二十二条から第三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十一条第二項中「関する事務」の下に「（いずれも検視指導室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第二十三条とする。

第二十条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（検視指導室）

第二十二条　刑事局捜査第一課に、検視指導室を置く。

2　検視指導室においては、令第二十三条第一号、第二号、第四号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち検視に関する事務をつかさどる。

3　検視指導室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、検視指導室の事務を掌理する。

第十九条を第二十条とする。

第二章第一節第二款中第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ対策官）

第十八条　生活安全局少年課に、児童ポルノ対策官一人を置く。

2　児童ポルノ対策官は、命を受け、令第十七条第四号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。）に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務をつかさどる。

第百五十六条を第百五十七条とする。

第二章第三節第二款中第百五十五条を第百五十六条とし、第百五十四条を第百五十五条とする。

第百五十三条中「第百三十六条第三号」を「第百三十七条第三号」に改め、同条を第百五十四条とする。

第百五十二条中「第百三十五条各号」を「第百三十六条各号」に改め、同条を第百五十三条とする。

第百五十一条中「第百三十四条各号」を「第百三十五条各号」に改め、同条を第百五十二条とする。

第百五十条を第百五十一条とし、第百四十九条を第百五十条とする。

第百四十八条中「第百三十三条各号」を「第百三十四条各号」に改め、同条を第百四十九条とする。

第百四十七条を第百四十八条とし、第百四十六条を第百四十七条とする。

第二章第三節第一款中第百四十五条を第百四十六条とし、第百四十四条を第百四十五条とする。

第百四十三条中「第五十五条及び第五十六条」を「第五十六条及び第五十七条」に改め、同条を第百四十四条とする。

第百四十二条を第百四十三条とし、第百二十四条から第百四十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第百二十三条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

第百二十三条を第百二十四条とし、第百十七条から第百二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第三款中第百十六条を第百十七条とし、第百三条から第百十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第百二条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

第百二条を第百三条とし、第九十七条から第百一条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第九十六条を第九十七条とする。

第九十五条第二項中「第八十六条第二号、第八十七条第二号、第八十八条第二号及び第八十九条第四号」を「第八十七条第二号、第八十八条第二号及び第八十九条第四号」に改め、同条を第九十六条とする。

第九十四条を第九十五条とし、第七十六条から第九十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第一款中第七十五条を第七十六条とし、第五十条から第七十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第七款中第四十九条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とし、第四十六条を第四十七条とする。

第二章第一節第六款中第四十五条を第四十六条とし、第四十四条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げ、第三十九条の次に次の一条を加える。

（警備情報対策室）

第四十条　警備局公安課に、警備情報対策室を置く。

2　警備情報対策室においては、令第三十八条第一号に掲げる事務のうち内外の社会経済情勢の変化に起因する警備事象に関する事務をつかさどる。

3　警備情報対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、警備情報対策室の事務を掌理する。

別表第一中「第百五十六条」を「第百五十七条」に、「五八四人」を「五八七人」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府・財務省令第二号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第四条第二号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　直人

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三年」を「六年」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○総務省令第四十二号

国勢調査令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第九十一号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項並びに国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第五条第二項、第七条第三項、第八条、第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、国勢調査施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

国勢調査施行規則等の一部を改正する省令

（国勢調査施行規則の一部改正）

第一条　国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第四条中「翌月十五日」を「翌月二十四日」に改める。

第五条中「十月十八日」を「十月二十五日」に改める。

第六条中「十月十九日」を「十月二十六日」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。